

ふくしま国語塾 受講規約（通塾規約）

2025/02 版 | 株式会社横浜国語研究所 | 当塾の規約は、特定商取引に関する法律に基づき、かつ、社団法人全国学習塾協会が定める「学習塾業界における事業活動の適正化に関する自主基準」に準拠しています。

ここに書かれていない内容は、サイトをご覧ください。オンライン生にとって不要な情報は読み飛ばしてください。

1 費用（全て税込）

◎月額授業料

- ・ 具体的金額はサイトに表示のとおり。
- ・ 授業料は毎月一定額です。カレンダーにより月 3 回・月 5 回となる場合も、増減はありません。
- ・ 毎年 8 月は「通常授業」を完全休講としますので、8 月分の授業料は一切不要です。
- ・ 兄弟姉妹が同時在籍する場合の授業料割引はありません。単純に人数倍となります。
- ・ 月額授業料は、契約する月と解約する月のみ回数割で計算します（その月の授業回数が分母）。

◎入塾金

- ・ 具体的金額はサイトに表示のとおり。
- ・ 入塾金の納入は初回契約時のみです（初回授業料と同時に全納）。契約更新時には不要です（ただし、一度退塾し再入塾するケースで、間が 6 ヶ月以上空いている場合は、再度の納入が必要です）。
- ・ 1 家庭の在籍者数が 2 名の場合の入塾金は、1.6 倍になります。既に在籍している生徒の兄弟姉妹が後から 1 名加わる場合、0.6 倍で計算し追加納入していただきます。／ある生徒がやめてから次に兄弟姉妹が入るまでに 6 ヶ月以上空いている場合は、従来額となります。

◎教材費等

- ・ 教材とは、配付する書籍・プリント教材・ノートを指します。
- ・ 教材費は通常、発生しません（次項で説明する例外を除く、ただしその場合も実質ゼロ）。
- ・ 入塾後 1 年が経過する前の解約で、かつ契約時の入塾金が 11,000 円を超えていた場合に限り、特商法に従い入塾金の一部返還額が生じますが、この額は、教材費請求額として相殺されます。
- ・ オンライン受講にともなう機器代・電気代・通信費・紙代等は全て生徒側のご負担となります。

◎支払い方法

- ・ 全ての費用は「銀行振込」のみとなります。
- ・ **振込口座** 当社の口座は「ゆうちょ銀行」のみとなります（ゆうちょ口座からの送金、または他行からの送金、どちらも可）。口座番号等は契約書に記載されています。
- ・ **振込期日** 毎月末*までに翌月分授業料を納入します（*末日が銀行等休業日ならば翌営業日まで）。
8 月は授業がないため納入不要です。金額は毎月一定であり当社から振込金額をその都度ご連絡することはありません。引き落とし制ではありませんので毎月のお振込（または自動送金設定）をお願いします。振込手数料が生じる場合は生徒側負担です。なお入塾時を除き 2 ヶ月分以上をまとめて振り込むことはせず、お手数でも毎月をお願いします（会計処理の都合等によるものです）。
- ・ **受領メール** 保護者様のメールアドレス宛に受領メールを送付します（紙の領収書は原則発行しませんが通塾費用に対する補助金を勤務先から得る場合など特に必要な場合はお知らせください）。
- ・ **振込期限が守られない場合** 常識的なことですが、期限日は、「送金作業を行った日」ではなく、当社口座への「着金日」となります。**滞納の頻度に応じ強制解約となります。**本来は一度の滞納で即刻解約の対象とすべき事案ですが、生徒自身には非がないため、即時の解約は極力避けています。

2 欠席

◎オンライン受講への切り替え

- ・オンライン受講への切り替えによって欠席せずに済みますので、まずはそれをご検討ください。

◎欠席時の対応

- ・「遅刻・欠席（交通機関遅延に起因する遅刻・欠席も含む）」「自然災害による休講」、いずれの場合も返金はいりません。振替授業も行いません。
- ・欠席しても zoom 録画を視聴可能です。（録画リンクは出欠にかかわらず全生徒に送信）
zoom 録画の視聴期限は、次の授業が行われる直前の日時までです（休講を挟む場合最長 3 週間）。
- ・欠席の際は、下記事項を明記し事前にメールにてご連絡ください。
1) 生徒氏名 2) 欠席月日 3) 欠席理由

3 契約

◎契約期間

- ・**契約方法** 契約書の取り交わしによって行います（そのために別途来室する必要はありません）。
- ・**契約期間** 1 年間です。たとえば 4 月 1 日に契約した場合、翌年 3 月 31 日が契約満了日、同年 4 月 1 日が契約更新日となります。満了日をもって解約する旨のご連絡（※）を、満了日までにいただかない限り、**更新日をもって自動的に契約更新**となります（※専用フォームから送信：サイト参照）。なお、満了での解約は中途解約とは別ですので、違約金等の対象にはなりません。更新後の契約期間は 1 年間です。更新の際、新たに契約書を取り交わすことは致しません。
- ・**8 月の扱い** 完全休講となる 8 月も契約期間に含まれます（8 月分の授業料は不要です）。

◎クーリングオフおよび中途解約 →本冊子巻末の約款をご参照ください。

4 指導内容等

◎指導者 将来的には他の指導者を雇用することも見込まれますが、当分は福嶋隆史 1 人です。

◎指導内容

- ・国語科の全般的な内容（中高の古文・漢文を除く）を指導します。すべての「指導内容」および「教材」は、当塾が判断し決定します。**特定のカリキュラムは設けず**、生徒の実態をもとに指導内容を設定します。ただし、目標を持って学習に臨めるよう、短期的・長期的な目標を生徒に随時提示するよう工夫しています。実際の授業内容の記録は、サイトをご覧ください。

◎指導形態（土曜 19:00 枠には例外あり、詳細はサイト参照）

- ・指導形態は一斉指導です。ただしその途中で随時、個別指導を行います。
- ・1 コマ当たり最大 15 名。異学年同席です。人数が 15 名に満たなくても授業を行います。
- ・欠席が出て対象人数が変動しても、授業料等が変動することはありません。
- ・対面授業とオンライン授業を同時並行で行うハイブリッド型が基本です。
曜日時間帯による違い等、具体的にはサイトをご参照ください。
- ・zoom 録画のリンクを、当該授業枠に在籍する全生徒に対し授業後に送信します（当日または翌日）。送信先は、高校生については生徒用アドレスのみに送信し、他は保護者様のアドレスにも送信します。なお、授業中の個別的指導（つまりお説教）が録画されてしまった場合は極力カットしますが、どうしてもカットが難しい場合に限り、その回の録画リンク提供を見合わせます（欠席者に対しては他の同等内容の授業が行われた日の動画の提供で代替）。

◎指導時間・時間割 →サイトをご参照ください。

5 その他の規定

◎通塾枠変更

- ・通塾曜日時間帯の変更をご希望の方は、メールにてご連絡ください。空き状況に応じ変更します。
- ・**変更手数料** 新規契約または変更等により曜日時間帯がいったん確定して**3か月が経過しない**うちに、**保護者様の希望により**変更を行う場合、**変更手数料 3,000 円**が必要になります。学年や能力に応じ当塾から変更をおすすめする場合は、手数料は不要です。
- ・**必然的に移動となる場合** 生徒の学年が上がり、通っている枠の対象学年の上限を過ぎた場合は、原則として枠を移動しなければなりません（例：小 4～6 の枠に在籍していた 6 年生は、中学入学の年の 2 月※には中 1 対象の枠に移動することになります）（※学年の切り替わりは 2 月です）。これにより、空き状況によっては、退塾を余儀なくされることもあります（その場合は、退塾後にキャンセル待ち可能です）。なお、原則として高 3 生は 1 月末で退塾（卒業）という形になりますが、希望があれば 3 月末まで在籍可能です。

◎予定休講

- ・1 ヶ月以上前に告知※された休講を予定休講と呼びます（※告知は、サイト上への掲載及び全保護者宛一斉メールによって行います）。これに対する振替・返金等は一切行いません。具体的には、7 月下旬及び 8 月の**夏期休講**、**年末年始休講**、及び**臨時休講**を指します。臨時休講は、主に曜日ごとの授業回数を均等にするための調整を目的として行います。
- ・祝日は自動的に休講となります。逐一の連絡はしておりません。
- ・**1 ヶ月以上前に告知しない臨時休講** 万一、指導者の病気・怪我、その他の急な都合により、当該授業日の「1 ヶ月前」を過ぎ「当日」までの間に臨時休講が決まった場合には、振替を行います。振替とは、在籍する曜日時間帯とは別の曜日時間帯にて臨時に受講することです（対面またはオンライン）。当社または生徒の事情により振替ができない場合、例外として返金も考慮しますが、通常は、授業内容が近似する他の曜日時間帯の授業の zoom 録画のリンクを提供することで代替します。

◎学習状況報告

- ・**授業内容の記録** サイトの「指導記録」のページに掲載します。
- ・特筆すべき状況（優れた文章を書いた、あるいは成果がなかなか上がらない等）があった場合は、随時保護者様宛てにメールにてお知らせします。

◎休塾 休塾を受け入れるかどうかは、ケースバイケースで判断します。

◎規定の改定

- ・適用されると大きな影響が及ぶ新规定については、決定時期と適用開始時期を空けるなどして不利益の出ないようにしています。

◎個人情報の扱い

- ・個人情報は、その一切を厳重に管理いたします。

- ①**法令および規範の遵守**……株式会社横浜国語研究所・ふくしま国語塾（以下、当社と表記）は、プライバシー及び個人情報の保護にあたり、適用される法令及びその他の規範を、遵守いたします。
- ②**個人情報の定義**……当社にお問い合わせ・お申込をいただいた際の生徒・保護者氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他法令において個人情報と定めるものを、個人情報と定義します。
- ③**個人情報の利用**……個人情報は、当社に直接関連する重要度の高いご連絡をお送りする用途以外には、一切使用いたしません。
- ④**個人情報の提供**……当社は、個人情報を第三者に開示又は提供いたしません。ただし、法令に基づく場合など正当な理由がある場合を除きます。

⑤**安全管理対策**……当社は、個人情報に対し、不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩等の予防並びに是正措置を講じ、将来的にその個人情報を削除・処分するときまで、厳正な管理の下で安全に蓄積・保管します。処分の際には、完全に消去できる手段を講じます。なお、当社および福嶋隆史個人が使用しているパソコンでは、ファイル交換ソフトを一切使用しておりません。また、ウィルス対策ソフトの最新版を常駐し、ウィルスパターンファイルを自動的に更新し、かつ OS (Windows) の更新プログラムを定期的にインストールしています。メールに関しては安全確保のため、Google の 2 段階認証を利用しています。

⑥**その他**……HP、SNS、メルマガ、ブログなどの中に、個人情報を記述することは一切ありません。

◎災害時等における基本方針

以下いずれも、状況に応じ変更となる場合があります。

① 授業中に地震※が発生した場合 (※首都圏における震度 5 強以上の地震)

- ・授業を中断します (振替・返金等は一切行いません)。
- ・自宅との距離や学年 (年齢) にかかわらず、通塾生はひとまず当塾でお預かりします (最低でも、保護者様と連絡がとれるまでの間は、授業終了時刻を過ぎていてもお預かりします)。
- ・保護者様と連絡がとれたら、その場で方針を決めます。
- ・帰宅困難と思われる場合、お子様を当塾で一晩お預かりすることも可能です。
- ・地域防災拠点 (東品濃小学校または品濃小学校) または広域避難場所 (戸塚カントリークラブ) に避難する場合があります。

② 授業開始時刻より前に地震※が発生した場合 (※同①)

- ・対面・オンライン問わず、当日のそれ以降の授業は休講となります (振替・返金等は一切行いません)。
- ・授業開始まで間がなく*、当該授業に出席する生徒がすでに当塾に向かっていることが予想される場合は、状況が判明し次の行動をとれるまで、当塾で指導者が待機します。
- ・授業開始まで間がある*場合、指導者は塾で待機しません (塾には誰もいない状態となります)。
*判断基準の目安は 90 分
- ・携帯等が一切つながらず※、保護者様に休講を通知できない場合でも、前項に該当する場合は断りなく休講とさせていただきます (※休講の旨をツイッターに掲載することがあります)。

③ 気象庁により「警報」が発令された場合

- ・授業開始時刻から起算して 90 分前の段階で、横浜市内に「警報」(大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪の各警報) が出ている場合、該当する授業はオンライン授業のみの形に切り替えます。ただし、状況により休講となります (振替・返金等は一切行いません) (対面・オンライン問わず)。

④ J-Alert 発信時の対応

北朝鮮によるミサイル発射等の際 J-Alert が発信された場合について: 地下 (地下街・地下鉄等) や頑丈な建物内に避難することが理想とされていますが、実質的には発信からほんの 5,6 分しか余裕がないため、当塾では室内に待機させることとなります (念のため窓際を離れ建物中心部に近い場所で)。その後、状況をみつつ授業の続行可否やお子様のお引き取りについて判断します。

⑤ その他の状況

- ・休講にならず授業が実施されるケースで、安全上の配慮から保護者様が欠席を選択した場合であっても、通常どおりの欠席と同じ扱いになります (振替・返金等は行いません)。
- ・大規模災害発生時は携帯電話やメールの送受信が制限されます。その場合の当塾からの告知手段としてはツイッターを使用します: https://x.com/Fuku_Koku

⑥ その他の対応（特殊災害・指導者病変等）

- ・上記①～⑤はいずれも、災害の特殊性により急きょ変更が生じる場合があります。また、①～④に該当しないタイプの災害時・緊急時には、①～④に準じながらも、個々別々の判断を行います。
- ・授業中の指導者病変等の際は、保護者様と連絡※をとり生徒を安全に帰宅させ後日振替（or 返金）実施とする場合があります（※校種・学年・自宅距離・授業時間帯等により、連絡がつく前に帰宅させる場合あり）。

◎通塾に当たっての注意事項

①到着時刻 早く着きすぎないようにしてください。授業開始 5 分前までは扉を開けません。

②定刻を過ぎても生徒が来室しない場合 下記のように対応いたします。

- ・ご自宅と当塾との距離、通塾方法、学年、時間帯等を考慮し、5～15 分間は、様子をみます。
- ・それでも来室しない場合は、保護者様宛メールあるいは電話にて、ご連絡します。
- ・当塾のアドレスや電話番号を、携帯等にあらかじめご登録ください（お子様が携帯を持っている場合は、そちらにも）。こちらから緊急のお電話を差し上げているにも関わらず、「表示された番号が見知らぬ番号なので、電話に出なかった」というケースが生じています。ご協力お願いいたします。

③その他

- ・自転車による来室の場合、建物入口や周辺の公道に駐輪することは絶対におやめください。
- ・教材用バッグ類は中身が雨にぬれないもの・A4 ファイルが入る大きさのものをご用意ください。

◎指導者未着時の対応

- ・災害の影響、公共交通機関の大幅な乱れ等、社会通念上やむをえない事情により授業開始時刻までに指導者が到着できない場合、一定時間の指導が実施できたかどうかによって、振替等を行うかどうか、検討します。
- ・ビルの警戒システムが作動し、5 階に上がれない（エレベーターが 5 階に止まらない＝5 階のボタンが押せない）状況になる場合があります（隣室の法律事務所も当塾も不在だと警戒設定がかかります）。階段を使っても外からは入れません。授業に来たがエレベーターの 5 階のボタンが押せないという場合は、指導者未着だということになります。この場合、エレベーター前あるいは外で待機する形になります。悪天候などの場合は、早期の帰宅も選択可能です。

6 約款

この約款は「特定商取引に関する法律」にもとづいて作成されています。

第1条（契約の成立）

株式会社横浜国語研究所（以下、当社と表記）が提供する役務の享受を希望する申込者（以下、申込者と表記）は、通塾規約（本冊子）及び契約書の記載事項を全て承諾の上で、当社と契約を取り交わします。

第2条（役務の提供及び対価の支払）

当社は、申込者に対し、契約書に記載された内容の役務を提供します。申込者は、契約書に記載された金額を、契約書に記載された方法及び期日に従って支払うこととします。

第3条（指導の形態）

指導の形態は、異学年同席での一斉指導とします。ただし、途中で随時、個別指導が加わる形態です。

第4条（指導の開始日）

本契約において指導の開始日とは、契約書に記載された日とします。

第5条（指導の実施場所）

当社は、契約書に記載された当社の所在地（オンライン含む）において指導を行います。

第6条（指導期間と契約期間）

指導の契約期間は1年間とします。契約期間満了時、申込者または当社に契約継続の意志がない場合を除き、契約は自動的に更新されます。申込者に継続の意志がない場合は、ウェブ上の専用フォームまたは書面にて、満了をもって解約する旨を、満了日までに送信する必要があります。

第7条（クーリングオフ）

申込者は、契約書の交付の日を含め8日間以内は解約できます。

第8条（クーリングオフの方法）

第7条による解約は、申込者が解約を希望する旨を記した書面（書式自由）を当社宛てに発信した時より成立します。この書面提出は、解約を希望する旨を記したメールを解約専用フォームを用いて送信することで代替できるものとします。（以降、これらの発信・送信を「解約希望の届け出」と表記）

第9条（クーリングオフにおける返還金）

第7条による解約については手数料は不要とし、申込者が違約金請求を受けることはありません。既に引き渡された教材等の引き取りに関する費用、提供を受けた役務の対価、その他の金銭の支払義務はありません。これらの費用の一部または全部を既に支払っている場合は、すみやかにその全額の返金を受けることができます。

第 10 条（中途解約時の違約金・返還金）

第 7 条に定める期間が経過した後で、申込者が解約希望の届け出を行った場合、次のようになります。

- 1 届け出の日が指導開始前である場合、後述四の①及び「既に支払われた授業料の全額」を返還します。届け出の日が指導開始後である場合、後述四の①及び②を返還し、③及び④を請求します。ただし次の内容に従います。
 - 一 申込者が、希望する解約日の 30 日以上前に解約希望の届け出を行っている場合には、③の請求は行わないものとします。解約日は最終受講日とします。それより先に設定することはできません。また、欠席予定のある日を最終受講日に設定することはできません。
 - 二 ①の返還は、初回契約期間中の中途解約についてのみ適用されます。更新契約においては入塾金を徴収しないため返還も生じません。
 - 三 ④は、入塾後 1 年が経過する前に解約した場合のみ請求します（契約満了時及び契約更新後は請求しません）。
 - 四 兄弟姉妹が同時に解約となる場合、第 10 条の規定は個々別々に適用されます。
- ① 既に支払われた入塾金から、「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」として政令で定める額（1 万 1 千円）を差し引いた額（これがマイナスになる場合はゼロとみなします）
- ② 既に支払われた「解約する月（以降、解約月と表記）の授業料」のうち、最終受講日までの授業料※を差し引いた額（※月額授業料を解約月の受講回数で割ることで 1 回分を計算します）
- ③ 「契約解除によって通常生ずる損害の額」として政令で定める額（2 万円）または 1 ヶ月分授業料のどちらか低い額（これを違約金と呼ぶ）
- ④ 教材費相当分（入塾金から①記載の 1 万 1 千円を差し引いた額に相当する額）
- 2 申込者による違約金の支払は、解約月の月末までに行うことを原則とします。
- 3 解約によって発生する返還金がある場合は、30 日以内に申込者に返還するものとします。返還に要する振込手数料は申込者負担とします。
- 4 当社の事情変更により契約内容を履行できなくなった場合の中途解約に当たっては、違約金請求は行いません。

第 11 条（損害賠償）

当社の業務の遂行に起因して、生徒等の第三者の生命・身体を害し、または財産を損害したことについて法律上の損害賠償責任を負うべき場合に、当社は相応の補償を行います。ただし、当社の管理下でない場所及び時間に発生した事故、生徒の能力または技術が向上しないことに起因する損害、塾内において発生した盗難及び紛失については、一切損害賠償の責めは負いません。

- 一 当社の管理下にある場所とは、教室の扉の内側とします。建物入口、階段、通路、エレベーター、トイレ、及び屋外は含みません。
- 二 当社の管理下にある時間とは、教室に入った時間から出た時間までとします。
- 三 当社の管理下における生徒の行為に起因する偶然の事故については、法律上の損害賠償に基づき、生徒及びその法定監督義務者が解決にあたるものとします。

第 12 条（紛争の解決）

本契約について疑義や争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。本契約において定めのない事項については、民法及び特定商取引に関する法律、その他の法令によります。